

総 税 都 第 2 2 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）  
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）は令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからリまでに掲げる規定以外の規定 令和4年度以降の年度分の個人の道府県民税、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税

ロ 第1章27、42及び46の規定、第2章第3節の規定並びに第3章第1節及び第2節の規定のうち連結納税制度の見直しに係る部分 令和4年4月1日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を除く。以下ロにおいて同じ。）分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

ハ 第2章13の2、33の2及び40の3（5） 令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税

ニ 第2章13の3の2（1）及び38（3） 令和5年度以後の年度分の個人の道府県民税

ホ 第2章15の2 令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与

所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書を提出する場合

- へ 第2章15の3 令和5年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合
- ト 第5章9（地方税法第73条の20の2に係る部分に限る。）及び23（同条に係る部分に限る。） 令和5年4月1日以後に行われる同条の規定に基づく登記所からの通知
- チ 第6章10 令和4年10月1日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税
- リ 第7章2（4）及び（5） 令和5年1月1日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税